

大洲市は災害に強い地域づくりを推進します

東日本大震災、熊本地震などの教訓から、大規模災害時に人的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政、地域や市民が連携・協力し対処することが不可欠となっています。

そのため、防災の基本的な考え方やそれぞれの役割を明確にし、相互が協力し、災害に強い地域を築いていくため、次のように「大洲市災害に強い地域づくり条例(平成28年9月)」を制定しました。

大洲市災害に強い地域づくり条例の概要

＜防災の基本的な考え方＞

第1 「自助」・「共助」・「公助」が相互に連携することを目指します。

自 助	自らの命を守る取り組み(例:自宅の耐震改修、家具転倒防止対策、備蓄など)
共 助	地域で助け合う取り組み(例:防災訓練・研修、避難支援体制の構築など)
公 助	市(国・県)の取り組み(例:防災行政無線の整備、避難所の指定など)

第2 「過去の災害の教訓から学び」や「科学的な知識や考え」により、常に防災対策を改善していきます。

例)阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、広島県土砂災害、能登半島地震などを踏まえて、高齢者避難などの判断基準を見直したり、避難所の資機材を整備したり、計画的な備蓄食料を整備するなどの改善を行っています。

＜災害時の行動＞

第1 市民の皆さんは、市からの**高齢者等避難**や**避難指示**などに従った行動に努めてください。

第2 自主防災組織や事業者の皆さんは、地域の被災状況の把握、避難の支援や人命救助等の**被害の拡大防止の活動**に努めてください。

＜防災活動の支援＞

第1 市は、市民等が行う**防災活動を支援**します。

第2 市は、災害の発生に備え、**避難行動要支援者の避難に必要な助言や情報**を提供します。

避難行動要支援者名簿についての相談窓口

障がい者の支援に関する問い合わせ

大洲市社会福祉課

電話 24-1758 FAX 24-0961

高齢者の支援に関する問い合わせ

大洲市高齢福祉課

電話 24-1714 FAX 24-0961

妊産婦等の支援に関する問い合わせ

大洲市こども家庭センター

電話 57-6710 FAX 57-6717

その他、制度全般に関する問い合わせ

大洲市危機管理課

電話 24-1742 FAX 24-2122

災害時に高齢者や障がい者の方々を支援するために

避難行動要支援者 支援情報の提供

について

～自助・共助・公助の支援体制づくり～

大洲市では、災害時に自力で避難することが難しいと思われる方々の生命・身体を守るため、「**避難行動要支援者名簿**」を作成しています。

全ての方が円滑な避難支援を行えるよう、この名簿情報を避難支援等関係者に事前に提供していくことといたしましたので、ご理解とご協力をお願いします。



令和6年9月作成



避難行動要支援者とは？

災害発生時に自力での避難が難しく、避難行動をとることに支援が必要とされる方です。
大洲市では次のいずれかに該当する方を「避難行動要支援者」として定めています。

※施設等に入所されている方を除きます。

- ① 身体障がい者手帳 1級又は2級の交付を受けている方
- ② 療育手帳(知的障がい者) A又はB(中度)の交付を受けている方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1級の交付を受けている方
- ④ 介護保険制度の要介護度 3、4又は5の認定を受けている方
- ⑤ 75歳以上の高齢者のみの世帯で、災害時に避難の支援を「希望する方」
- ⑥ 上記対象者以外で避難の支援を「希望する方」であり、市が避難に特別な配慮及び援護が必要と認められる方

※⑤⑥の方は、名簿登録申請書を記入し、市役所(危機管理課)に提出する必要があります。

名簿情報の内容は？

「避難行動要支援者」となる方の次の情報を記載しています。

- ①住所 ②氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤行政区
 - ⑥名簿対象者・名簿登録希望者の区別
- ※障がい等の種別や内容については記載していません。

名簿情報の提供先は？

「避難行動要支援者」の方が、災害時に可能な限り地域での避難等の支援を受けられるように、避難支援等関係者から名簿情報の提供の申出があった場合は、次の関係機関や団体の長に名簿情報を提供します。

【名簿情報提供先(避難支援等関係者)】

大洲消防署、大洲警察署、民生・児童委員、大洲市社会福祉協議会、大洲市消防団、大洲市自主防災組織又は自治会

避難支援等関係者とは？

避難支援等関係者は、災害が発生しそうなときや発生したときに、「避難行動要支援者」の方の安否を確認したり、一緒に避難するなどの支援を心がけていただく方や、地域で避難支援の方法等を考えていただく方です。

名簿情報に加えて欲しい場合

- ①大洲市避難行動要支援者名簿登録申請書を提出していただきます。
- ②「名簿登録申請書」は、市役所関係各課や各支所で配布又はホームページからダウンロードすることができます。
申請書に必要事項を記入後、市役所危機管理課にご提出ください。

名簿情報から除いて欲しい場合

- ①市役所危機管理課防災係にご連絡ください。
- ②連絡方法(問い合わせ方法)
電話 24-1742 FAX 24-2122
メール等いずれの方法でもかまいません。
※代理での申出でもかまいません。

避難行動要支援者名簿情報の提供(イメージ)

避難行動要支援者 名簿対象者

- ・身体障がい者手帳1・2級
- ・療育手帳A・B(中度)
- ・精神保健福祉手帳1級
- ・介護保険要介護度3・4・5

名簿登録希望者

- ・上記対象以外で災害時に避難の支援を希望される方
- 高齢者のみの世帯の方
妊娠婦・乳幼児を抱える方など

避難支援

対象者に通知
(郵送)

名簿情報の外部提供に
不同意の場合は連絡

登録申請書の提出



大洲市



名簿情報の作成

避難支援等関係者

- ・安否確認体制の構築
- ・避難行動要支援者マップの作成
- ・避難支援体制の構築
- ・個人プランの作成 など

申出書の提出

名簿情報の交付

外部提供用名簿情報

- ・申出書の審査
- 管理方法
保管場所の確認
活用例の説明及び確認
- ・覚書の締結

地域で避難行動要支援者を支える仕組みを作ろう!!